

様式 2

生産行程管理業務規程

作成日：平成 31 年 3 月 25 日

更新日：令和 7 年 4 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：ヒロシマケンフクヤマシハナゾノチョウ チョウメ パン ゴウ（〒720-0803）広島県 福山市 花園町 二丁目 7 番 1 号

名称（フリガナ）：フクヤマシノウギョウキョウドウクミアイ福山市 農業 協同 組合

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 占部 浩道

ウェブサイトのアドレス：<http://www.jafukuyama.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（くわい）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：フクヤマ福山 のくわい（フクヤマノクワイ）、Fukuyama no Kuwai

4 明細書の変更

福山市農業協同組合（以下「組合」という。）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けた時は、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）種球・栽培方法の確認

組合は、生産者が記録し、初出荷までに提出する「栽培・出荷管理記録簿」により、種球及び栽培方法を遵守しているか確認する。また、組合は栽培期間中に年 1 回以上現地巡回により生産状況を確認し、「栽培・出荷管理記録簿点検表」に記録する。

（2）出荷規格・最終製品の確認

組合は、生産者が「福山のくわい」を選果場に持ち込んだ際、福山くわい出荷組合から選出された検査員が選別状況を確認することで、出荷規格の遵守及び最終製品を確認する。

（3）臨時の調査

上記によるほか、明細書に記載の生産方法が遵守されていないことが疑われる場合には、組合は臨時に現地調査を実施し、事実確認を行う。

6 明細書適合性の指導

組合は、5の確認時において、明細書記載の生産の方法の各基準に従った生産が行われていない場合には、生産者に対し、警告を発し是正を求める。なお、警告を受けたにも関わらず、これに従わない場合には、組合は、当該生産者に対し「福山のくわい」の名称を付した状態での出荷を禁止する。

組合は、出荷前に「出荷会議」を開催し、くわい出荷組合員の中から地域毎に選出された役員に出荷規格・出荷方法を伝達する。また、初出荷時には「目合わせ会」を開催し、検査員が出荷規格について現物を確認しながら説明する。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 組合は、前記5(2)の確認時に、明細書に記載の方法の各基準をいずれも満たしているくわいについてのみ、地理的表示である「福山のくわい」及び登録標章が使用されているかを確認する。この際、地理的表示である「福山のくわい」及び登録標章が使用されているもの（ダンボール箱等）についても確認し、最終出荷後に「栽培・出荷管理記録簿点検表」に記録する。

(2) また、(1)の確認の際に、以下のくわいがあるかないかを確認する。

- ① 明細書に記載の生産方法の各基準のいずれかを満たしていないくわいであるにもかかわらず、地理的表示である「福山のくわい」及び登録標章が使用されているくわい
- ② 地理的表示である「福山のくわい」のみが使用されているくわい
- ③ 登録標章のみが使用されているくわい
- ④ 地理的表示である「福山のくわい」に類似する表示または登録標章に類似する標章が使用されているくわい

8 地理的表示等の使用の指導

(1) 組合は、7において確認された以下の場合に該当する生産者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらず、これに従わない場合には、組合は、当該生産者の出荷を一定期間禁止する。

- ① 明細書に記載の生産の方法の各基準をいずれかを満たしていないくわいであるにもかかわらず、地理的表示である「福山のくわい」及び登録標章を使用している場合
- ② 地理的表示である「福山のくわい」のみを使用している場合
- ③ 登録標章のみを使用している場合
- ④ 地理的表示である「福山のくわい」に類似する表示または登録標章に類似する標章が使用されている場合

(2) 組合は、地理的表示等の適正な表示について、生産者へ周知徹底を図るため、年1回「栽培講習会」を開催し、説明を行う。

9 実績報告書の作成等

組合は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後2か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績がわかる資料として、以下の資料
栽培・出荷管理記録簿点検表（地理的表示等の使用状況の記録を含む）の写し
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

組合は、前記9により作成提出した資料に加えて、以下の資料を組合・センターに、その提出の日から5年間保存するものとする。

栽培・出荷管理記録簿

